

目標管理型の政策評価の改善方策の概要（案）

改善の視点

- ◆各行政機関における政策体系及び政策のミッションの明確化
- ◆PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上
- ◆国民に対する説明責任の徹底
- ◆政策評価と行政事業レビューとの連携の確保、事務負担の軽減

改善のポイント

I 事前分析表の導入

- ・ 事前（施策の実施前）に施策目標を公表するとともにその達成手段（事務事業）との関係（政策体系）を整理
- ・ 各府省共通の標準的な様式の導入により、統一性・一覧性を確保

II 評価書の標準様式の導入

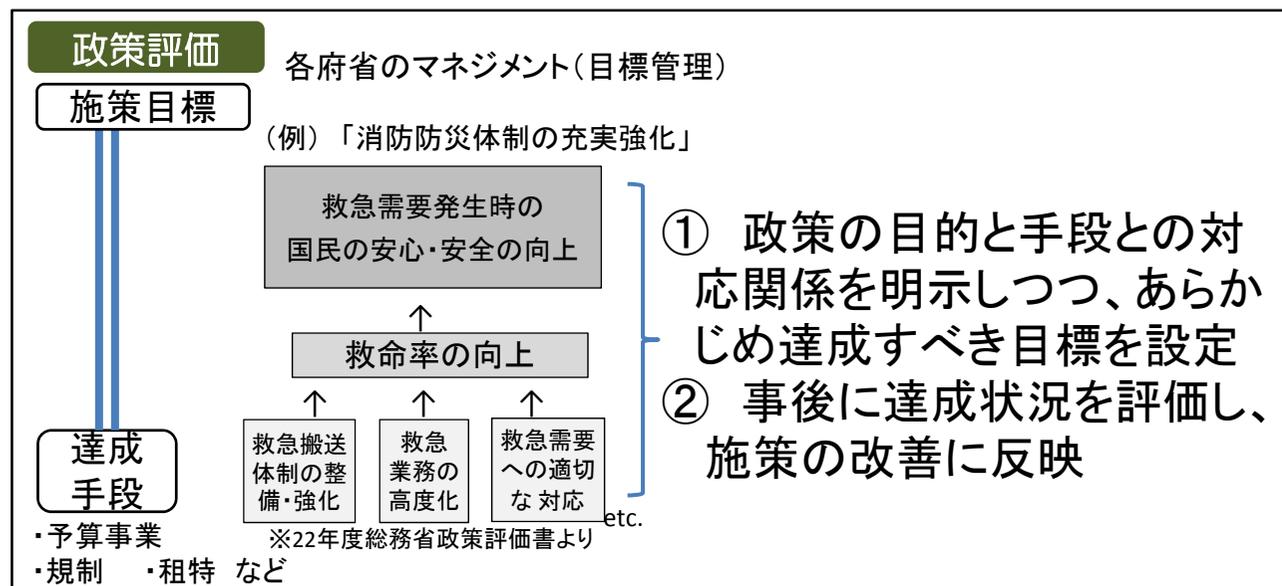
- ・ 重要な情報を焦点を絞って提示することにより、メリハリのある分かりやすい評価を推進
- ・ 各府省共通の標準的な様式の導入により、統一性・一覧性を確保

⇒ 「政策評価の実施に関するガイドライン」（各府省申合せ）を改定等

(参考) 目標管理型の政策評価について

<目標管理型の政策評価とは>

実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価



多様な行政分野において、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上、説明責任の徹底に資することが可能

<運用における課題>

- ◆ 焦点が絞りきれておらず、重要な情報も埋没しがち
- ◆ 評価内容・スタイルが過度に区々となり、政府全体の俯瞰や府省横断的な施策への活用が困難
- ◆ 施策の達成手段やそのコストについての情報が不十分 など

政策評価の改善方策の効果(イメージ)

政策(狭義)

(例):
「国民生活と
安心・安全」

施策

約340件

(22年度評価件数)

(例):
「消防防災体制
の充実強化」
【目標(値)】
「救命率
の向上」等

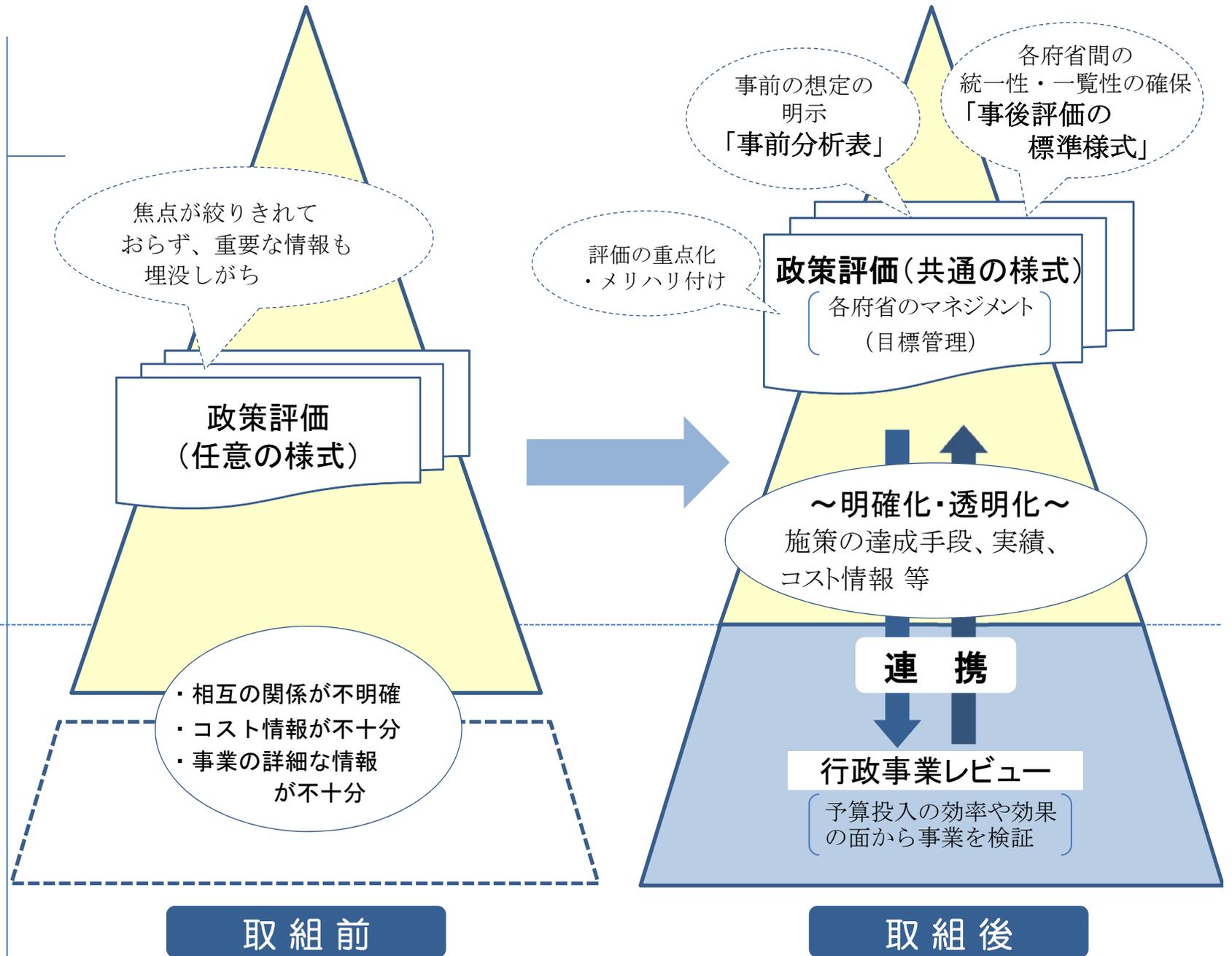
事務事業

約 5,400件の事業

(21年度行政事業
レビュー対象事業)

(例):
「高規格救急
自動車の配備」、
「救急救命士の
運用体制の充実」等

※22年度総務省政策評価書より



取組前

取組後

「政策評価の実施に関するガイドライン」改定

⇒ 各府省申合せにより、今般の改善方策を平成24年度から実施

「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」策定

⇒ 上記改善方策の趣旨、実施内容等を明確化

1 基本的考え方

政策評価が政府のPDCAサイクルを適切に機能させていく基盤となること、国民への説明責任をより徹底することを目的として改善方策を実施

2 評価の前提となる事前の想定 の明示

- ・ 目的、目標（指標）、それらの達成手段、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定をあらかじめ明示
- ・ 明示に当たっては、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各府省間の統一性及び一覧性の確保を図る
→標準様式を設定

3 標準様式の導入による評価書の簡素合理化、統一性・一覧性確保と評価書の活用

評価書を使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、各府省間の統一性及び一覧性の確保を図る
→標準様式を設定

4 メリハリのある評価の推進

5 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について

6 目標管理型の政策評価の簡素合理化等を踏まえた取組（掘り下げた分析・検証の実施等）

試行的取組の結果を踏まえた改善点

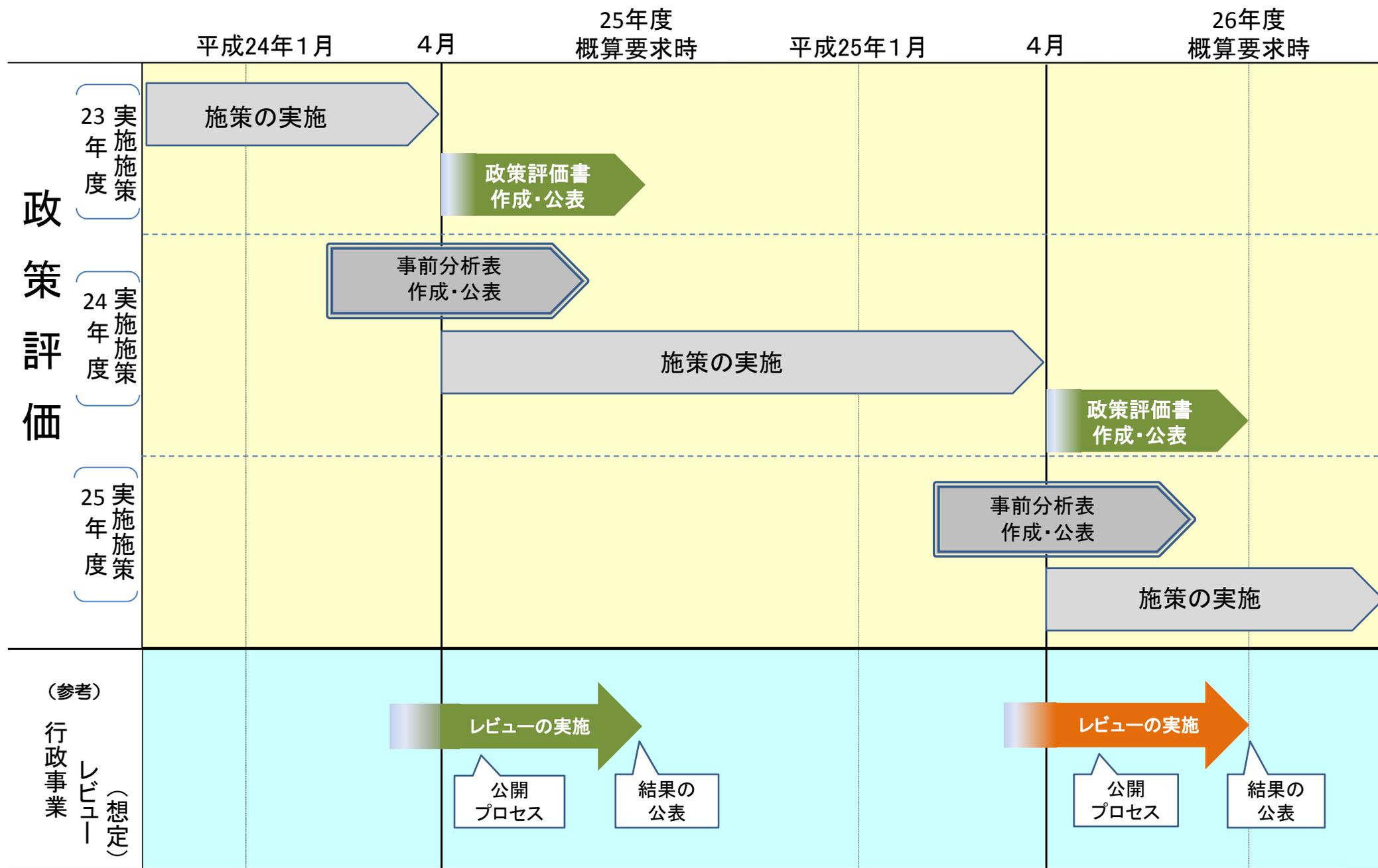
<試行的取組から見出された課題>

- ・各府省における政策の特性やこれまでの政策評価への取組によっては、様式や用語等を修正する方が適当な場合がある
- ・事前分析表の新たな作成は事務負担増となる
- ・「達成手段の概要」と「施策の達成すべき目標（測定指標）への寄与の内容」とは重複する場合がある
- ・直近の予算要求額、執行額を記入する場合、評価書公表のタイミングに作業が間に合わない
- ・標準様式や事前分析表の位置付けが明確でない

<改善点>

- 標準様式の導入の考え方については別紙参照
- 測定指標欄において、単年度の目標設定をせざるを得ない場合の記入欄、記入例を追加した
- 達成手段についての記入欄を整理した
- 直近の予算要求額の記入欄を削除した
- 直近の決算に関する情報についての記入は任意とした
- 事後評価の一環として「政策評価実施ガイドライン」（各府省申合せ）において位置付けた
- 取組の趣旨を「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（各府省申合せ）において整理した

24年度以降の政策評価の標準的スケジュール



【参考】 検討の経緯

